

東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略 ファンド(毎月決算型)/(年1回決算型)

愛称:グリーンパワーシフト 追加型投信/内外/株式



特別
レポート

「COP26」閉幕 再生可能エネルギーシフトへ前進

2021年11月13日、英国スコットランドのグラスゴーで10月31日から開催されていたCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)が閉幕しました。

本レポートでは、COP26で行われた議論や合意に関する主なポイントと、当ファンドの実質的な運用を担当する、TCW Asset Management Company LLC(以下、TCW)からのコメントをご紹介します。

COP26の振り返り

温室効果ガスの排出削減について取り組みを強化することで合意

- COP26では、「パリ協定」で採択された目標*について、「1.5℃」の重要性が強調され、国際的な気温上昇の抑制目標は、事実上「1.5℃」にシフトしたと見られています。
*「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」
- 石炭の削減においては、中国やインドの反対により表現が弱められたものの(「段階的な廃止」→段階的な削減)、COP合意文書で具体策に踏み込むのは極めて異例であり、強い決意をうかがわせる内容となりました。
- また、事前に注目されていた、排出権取引の実施ルール(パリ協定「第6条」)についても、6年間にわたる交渉によりCOP26で合意され、パリ協定の実施方針が完成したことも成果として評価されています。

COP26の主な決定事項

1 気温上昇の抑制目標は「2℃」から「1.5℃」へ

- 世界が1.5℃に抑える「努力を追求すると決意する」ことで合意。
- 2030年までの温室効果ガスの排出削減目標を2022年末までに見直すことを決定。
- メタン(二酸化炭素と比較して強力な温室効果を持つといわれる)の削減について、米国やEU(欧州連合)主導で排出削減に向けた国際的な枠組みが発足。



<イメージ>

2 化石燃料の使用削減

- 温室効果ガスの排出削減を促すため、削減対策のない石炭火力と、非効率な化石燃料の補助金の「段階的な削減」のために努力を加速させることを決定。

3 国際的な排出権取引の実施ルールが完成

- 排出枠を「クレジット」として市場で取引するルールについて、取引の透明性を確保することや、削減した排出量の二重計上などを防ぐ仕組みが完成。
- また、排出権取引によって得た利益の一部を、途上国の排出削減支援のために拠出する仕組みを強化することで合意。

※ 下記は、当資料作成日時点の情報に基づくTCWのコメントを基に東京海上アセットマネジメントが作成したものです。
 ※ 下記は、本資料作成日時点のTCWの運用担当者による見解であり、将来変更となる可能性があります。

COP26を受けて～TCWからのコメント

各国の化石燃料からのエネルギー転換に対する決意は再生可能エネルギー移行に追い風となる

- 全体としては、COP26の成果を評価します。世界が2050年のカーボンニュートラル実現をめざす中、COP26では、2030年以前に焦点を当てて議論が行われ、気候変動対応への行動加速を促そうとしています。
- COP26では、石炭の「段階的な削減」と「非効率な」化石燃料補助金の段階的な削減について合意されましたが、国連で石炭や化石燃料について言及されたのは初めてのことです。この合意によって、化石燃料からのエネルギー転換は明らかであり、再生可能エネルギーへの移行を強く後押ししてくれると見ています。
- 排出権取引の実施ルールが採択されたことも重要な成果です。他国の温室効果ガス削減プロジェクトに資金を提供することで、各国政府が排出量目標を達成できるようになります。各国間の排出権取引実施ルールは、国際炭素市場の基礎を築き、再生可能エネルギー市場にとって追い風となると考えています。



<イメージ>

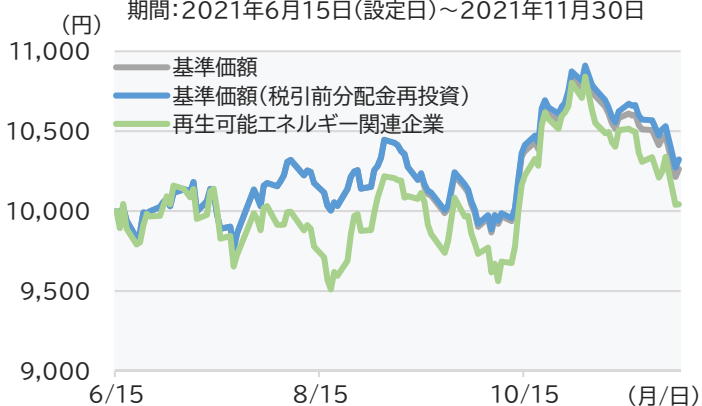
足もとのファンドの運用状況と今後の見通し(2021年11月末時点)

COP26と米国のインフラ政策可決でパフォーマンスのさらなる上昇に期待

- 設定来の当ファンドのパフォーマンスは、毎月決算型が+2.6%、年1回決算型が+3.2%(税引前分配金再投資ベース)と概ね堅調に推移しています。
- 今後は、米国バイデン大統領のインフラ法案が下院議会で可決されたこと、グラスゴー気候合意(COP26)後、再生可能エネルギーが世界から注目されることで、当ファンドはさらなるパフォーマンスの上昇が期待できると考えています。
- また、今日の世界経済における、「再生可能エネルギーへの移行」と「インカム(配当)ニーズの高まり」という2つのトレンドが、市場に影響を与えていると見ています。この両方から利益を得る当ファンドの戦略は、投資家の長期的な資産形成に貢献できると考えています。

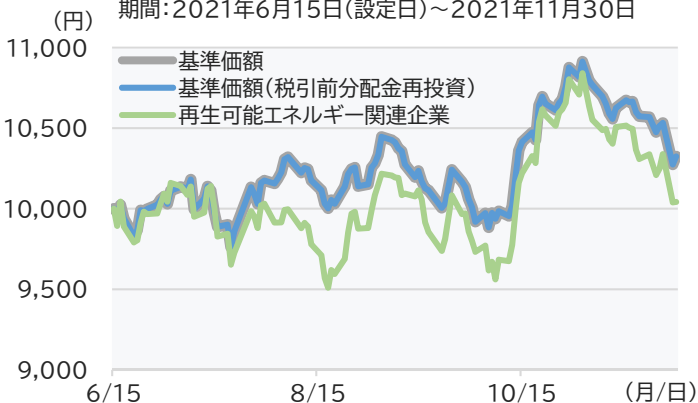
毎月決算型の基準価額の推移

期間:2021年6月15日(設定日)～2021年11月30日



年1回決算型の基準価額の推移

期間:2021年6月15日(設定日)～2021年11月30日



※基準価額、基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※再生可能エネルギー関連企業:Indxx 再生可能エネルギー・インデックス(円換算ベース)。同指数は当ファンドのベンチマークではありません。

※再生可能エネルギー関連企業は、2021年6月15日を10,000円として計算。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

1 日本を含む世界の取引所に上場されている、再生可能エネルギー発電関連企業の株式等に投資を行い、配当収益と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

※インフラ投資信託証券およびREIT(不動産投資信託証券)に投資する場合があります。

※DR(預託証券)に投資する場合があります。

DRとは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。株式と同様に、取引所等で取引されます。

・再生可能エネルギー発電関連企業とは、再生可能エネルギーの発電事業から収益を得る企業です。発電企業のほか、発電事業の運営企業、YieldCo、発電施設の開発企業、発電設備の製造・販売企業、プロジェクトファイナンス企業、環境関連技術企業等が含まれます。

2 企業の成長性分析等から持続可能な収益を生み出す企業を抽出し、ESG評価、配当の成長性・持続性分析等に基づくボトムアップ・アプローチにより厳選された銘柄へ投資を行います。

・銘柄の選定にあたっては、再生可能エネルギー技術や企業経営に注目するESGの観点を取り入れます。

※ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス=企業統治(Governance)の頭文字を取ったものです。

3 再生可能エネルギー発電関連企業の株式等の運用は、「TCW Asset Management Company LLC」(TCW)が行います。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
特定のテーマの関連銘柄に投資するリスク	ファンドは、再生可能エネルギー発電関連企業の株式に集中的に投資するため、幅広い業種・銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となる可能性があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・市況動向等によっては、インフラ投資信託証券およびREITの組入比率が高まる場合があります。その場合、金利変動リスク・信用リスク・法制度等の変更リスクが想定され、これらの影響により基準価額が下落することがあります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

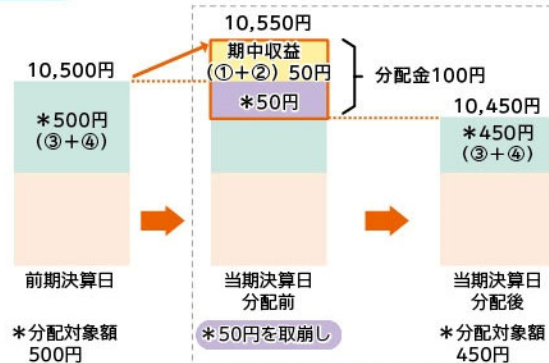
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

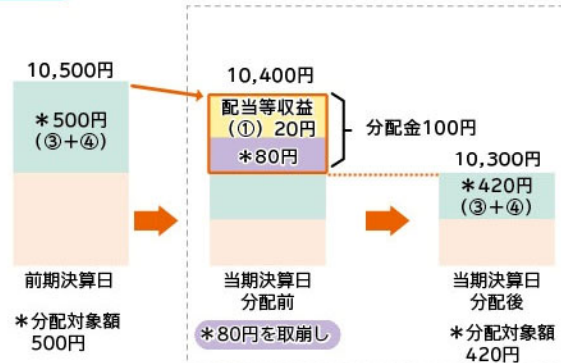
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



Ⓛ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。







※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

	購入単位	販売会社が定める単位。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	当初申込日：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	申込締切時間	継続申込期間では、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
	信託期間	2030年11月15日まで(2021年6月15日設定)
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月決算型：毎月15日(休業日の場合は翌営業日) 年1回決算型：11月15日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月決算型：年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 年1回決算型：年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年率1.7875%(税抜1.625%) をかけた額
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上します。支払時期については、以下の通りとします。 毎月決算型：毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 年1回決算型：毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 資産を外国で保管する場合にかかる費用 信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することはできません。

ファンドの関係法人

■ 販売会社

(当資料作成日時点)

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
株式会社 大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○			

※ 株式会社 滋賀銀行、株式会社 大東銀行は、東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略ファンド(毎月決算型)のみのお取り扱いとなります。

■ 設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク 0120-712-016

※土日祝日・年末年始を除く9時~17時

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

東京海上アセットマネジメント YouTube公式チャンネル

ファンド・マーケット関連動画などを公開しています。



TOKIOMARINE
ASSET MGT